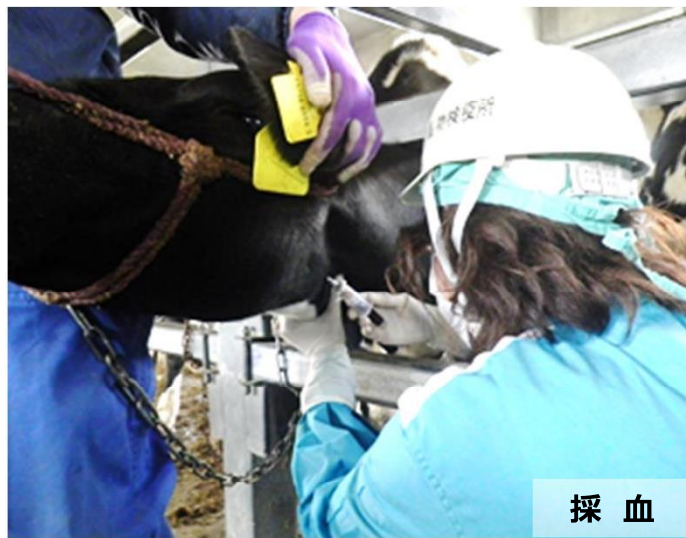


ゆにゆうかちく けいりゅうけんさ
輸入家畜の係留検査



臨床観察



採血



聴診

輸入された家畜は、法律で定められた期間
動物検疫所の係留施設に収容されます。
動物検疫所は、係留中の家畜が伝染病に
かかっていないか、1頭ずつ綿密に
検査します。



係留期間
牛：15日
馬：10日



臨床観察



採血



馬インフルエンザの検査

いぬ ねこ けんさ
犬・猫の検査

輸出入される犬・猫などは、動物検疫所に一定期間係留し狂犬病にかかっていないか（犬の場合はレプトスピラ症も）検査を受ける必要があります。

健康状態の確認



優しい先生で
良かったなあ～

マイクロチップを
読み取りますよ



輸入時の書類審査



係留中の健康観察

かもつ けんさ 貨物の検査

貨物船や飛行機で到着する畜産物（骨、肉、皮、毛、羽など）や稲わらの検査を空海港のコンテナヤードや倉庫で実施しています。



提出された書類を検査します。
輸出国で発行された検査証明書の内容に問題がないか確認します。

申請書類に基づき、貨物について、
家畜防疫上安全であるかどうかの
現物検査をします。

唐揚げ（鶏肉）



豚皮



山羊毛



稲わら



こくさいゆうびんぶつ けんさ
国際郵便物の検査

国際郵便は、専用の郵便局（国際郵便交換局）に到着します。



国際郵便交換局で、検査をします。



検査品の一例



肉類



卵



牛皮ガム
(ハットフード)



羽根



不合格品（輸入できないもの）は廃棄処分されます。

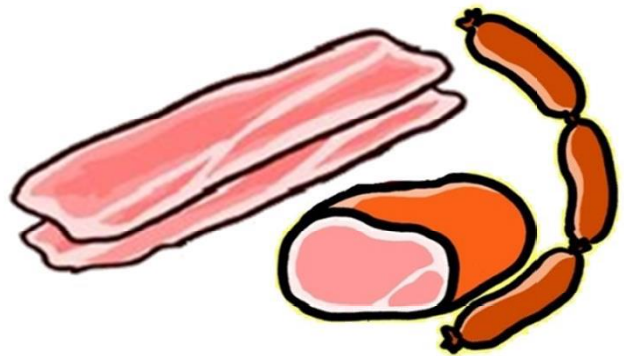
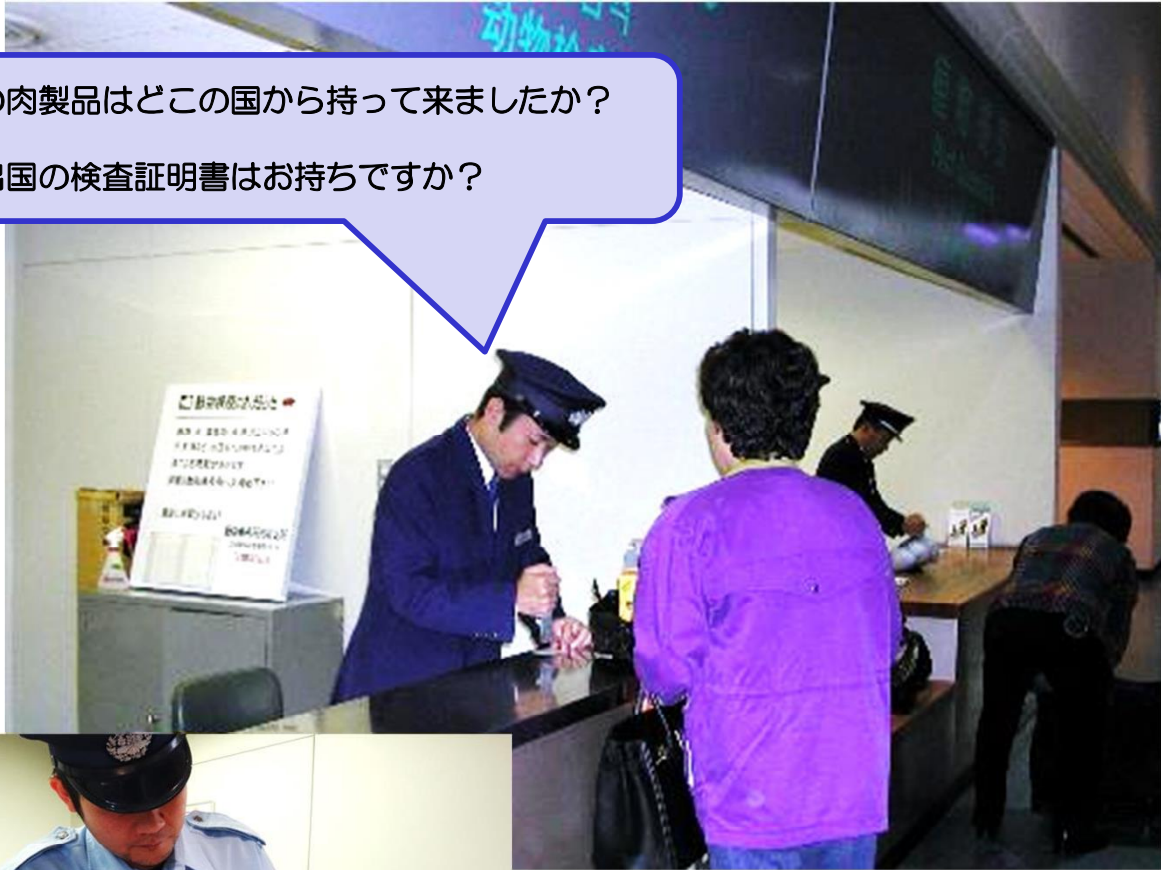
日本から発送（輸出）する場合も、検査が必要な場合があります。事前によく御確認ください。



てにもつ けんさ 手荷物の検査

フェリーや飛行機で到着する旅行客が手荷物で持ち込む肉製品の検査を 港や空港のカウンターで実施しています。

この肉製品はどこの国から持って来ましたか？
輸出国の検査証明書はお持ちですか？



家畜防疫官は、
・輸入できない物ではないか？
・検査証明書の内容に問題はないか？
・家畜の病気をひろげるおそれがないか？
についての検査をしています！



お土産や個人消費用であっても、加熱されたものであってもほとんどの肉製品は日本へ持ち込むことはできません。

